

発議第6号

未来を担う人材育成対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する未来を担う人材育成対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、少子化の進行や子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、結婚し、安心して出産・子育てができ、子ども・若者が健やかに成長できる環境を整備することにより、本県の未来を担う多様な人材を育成することを目的として、次の項目について調査審議する。
 - （1）学校や地域における教育力の向上及び子ども・若者の育成に関すること
 - （2）結婚・出産・子育て支援に関すること
 - （3）若者の県内定着・回帰の促進及び若者が活躍できる環境の整備に関すること
 - （4）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた人材育成に関すること
- 3 本委員会は、上記の項目について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月16日

山形県議会議長 志 田 英 紀 殿

提出者	田 澤 伸 一
	石 黒 覚
賛成者	矢 吹 栄 修
	金 子 敏 明
	阿 部 昇 司
	奥 山 誠 治
	金 澤 忠 一
	森 田 廣
	坂 本 貴 美雄
	佐 藤 藤 彌
	鈴 木 正 法
	平 弘 造

県土強靱化・安全安心対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する県土強靱化・安全安心対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、頻発する自然災害や多様化する犯罪、北朝鮮からと見られる木造船等の相次ぐ漂流・漂着など、県民生活を脅かす事態が続発する中、危機管理及び防犯対策の強化を図るとともに、県土強靱化を推進することにより、安全で安心な県民生活を実現することを目的として、次の項目について調査審議する。
 - （1）北朝鮮情勢への対応をはじめとする危機管理対策に関すること
 - （2）災害等に備えた県土強靱化対策に関すること
 - （3）交通ネットワークの整備に関すること
 - （4）県民の生命を守る地域医療の在り方に関すること
- 3 本委員会は、上記の項目について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月16日

山形県議会議長 志 田 英 紀 殿

提出者	田 澤 伸 一
	石 黒 一 覚
賛成者	矢 吹 栄 修
	金 子 敏 明
	阿 部 昇 司
	奥 山 誠 治
	金 澤 忠 一
	森 田 廣
	坂 本 貴 美 雄
	佐 藤 藤 彌
	鈴 木 正 法
	平 弘 造

産業振興対策・働き方改革特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員10人をもって構成する産業振興対策・働き方改革特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、少子高齢化を伴う人口減少や経済のグローバル化が進展する中、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催も契機とし、広報の積極的な活用にも配慮しながら、本県産業の振興を図るとともに、魅力的な働きやすい職場づくりを推進することにより、本県経済が持続的に発展することを目的として、次の項目について調査審議する。
 - （1）商工業及び農林水産業をはじめとする産業振興に関すること
 - （2）交流人口拡大に向けた観光振興に関すること
 - （3）働き方改革に関すること
 - （4）県民所得の向上に関すること
- 3 本委員会は、上記の項目について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月16日

山形県議会議長 志 田 英 紀 殿

提出者	田 澤 伸 一
	石 黒 覚
賛成者	矢 吹 栄 修
	金 子 敏 明
	阿 部 昇 司
	奥 山 誠 治
	金 澤 忠 一
	森 田 廣
	坂 本 貴 美雄
	佐 藤 藤 彌
	鈴 木 正 法
	平 弘 造